

しょうがい ひと
障害のある人への
ぎゃくたい
虐待をなくそう

し かんが しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう
みんなで知ろう 考えよう「障害者虐待防止法」



しょうがいしゃぎゃくたい ぼうし しょうがいしゃ ようごしゃ たい しえん
「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援
とう かん ほうりつ い か しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう
等に関する法律」(以下、「障害者虐待防止法」)では、
すべてのひとに、しょうがい ひと ぎゃくたい きんし
ます。しょうがい ひと ぎゃくたい
障害のある人への虐待は、いかなるばあい
あつてはならないことですが、どこにでもお
かのうせい
可能性がある身近な問題です。

たいしょう しょうがい ひと
対象となる障害のある人とは



しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしんしょうがい はったつしょうがい ふく
障害者虐待防止法では、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）のあ
る人や、そのほかに心身の障害や社会的障壁によって、日常生活や社会生活が困難で
えんじょ ひつよう ひと しょうがいしゃてちょう ひと たいしょう ばあい
援助が必要な人となります。（障害者手帳のない人も対象になる場合があります。）

しょうがいしゃぎゃくたい しゅるい
障害者虐待には3種類あります



ようごしゃ かぞくとう
養護者（家族等）
による虐待

しょうがい ひと せいかつ
障害のある人の生活の
せわ きんせんかんり
世話や金銭管理などをし
ていいる家族や親族、同居
する人による虐待のこと
です。

しょうがいしゃふくしせつじゅうじしゃとう
障害者福祉施設従事者等
による虐待

しょうがい ふくし しせつ しょうがい
障害福祉施設や障害
ふくし サービスなどの
じぎょうしょ はたら
事業所で働いている
しよくいん ぎゃくたい
職員による虐待のこと
です。

し よう しゃ
使用者
による虐待

しょうがい ひと やと
障害のある人を雇って
いる事業主などによる
ぎゃくたい
虐待のことです。



しょうがい ひと ぎゃくたい き かつ ちか
障害のある人への虐待に気づいた方は、お近
くの担当窓口にご連絡ください。早めの対応や支
えん ぎゃくたい ひと かぞく
援は、虐待されている人だけではなく、その家族
がかか もんだい かいけつ
が抱える問題の解決にもつながります。

しよくいん しゅひ ぎむ か
職員には守秘義務が課されていますので、
つうほう とどけで かつ とくでい じょうほう まも
通報や届出をした方を特定する情報は守られま
す。

こんなことが虐待になります！



身体的虐待

暴力や体罰によって身体に傷や
あざ、痛みを与える行為など

身体に傷やあざが頻繁にみられる
急におびえたり、こわがったりする
施設や職場に行きたがらない

性的虐待

わいせつなことをしたり、させたり
すること

ひと目を避け、ひとりで部屋にいたがる
周囲の人の体をさわようになる
性器の痛み、かゆみを訴える

心理的虐待

怒鳴る、ののしる、意図的に無視
するなど、精神的に苦痛を与える
など

おびえる、叫ぶなどパニック症状を起こす
攻撃的な態度、自傷行為がみられる
無力感、あきらめ、なげやりな態度になる

放棄・放任(ネグレクト)

食事や水分を十分に与えない
必要な福祉サービスを受けさせ
ないなど

体から異臭、髪の毛の汚れ、爪が伸びている
いつも汚れた服を着ている
ひどく空腹を訴える、栄養失調がみられる

経済的虐待

年金や賃金などを渡さない
本人の同意なしに財産を処分す
るなど

年金等がどう管理されているか知らない
日常生活に必要な金銭を渡されていない
サービス利用料等の支払いができない

しょうがいしゃぎゃくたい しゃかいぜんたい かんしん も ぎゃくたい よぼう はやめ たいおう
障害者虐待について、社会全体で関心を持って、虐待を予防したり、早目の対応
つと に努めなければなりません。しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう はっけん ひと つうほう ぎ む さだ
められています。

しょうがい ひと ぎゃくたい ぼうし と く だれ あんしん く
みんなで障害のある人への虐待の防止に取り組み、誰もが安心して暮らせる
しゃかい
社会をつくりましょう。

ひとりでかかえこまないで、^{そうだん}ご相談ください



しょうがい ひと ぎゃくたい つうほう
障害のある人の虐待にかかわる通報
とどけで しょうだん なんぼく
や届出などの相談は、南北それぞれの
ほけんふくし しょうがいしゃしえんか
保健福祉センターにある障害者支援課
しょうがいしゃぎゃくたいぼうし
(障害者虐待防止センター)までお寄
せください。



しょうがいしゃぎゃくたい かん つうほう とどけで まどぐち
障害者虐待に関する通報、届出の窓口

ほくぶほけんふくし しょうがいしゃしえんか
北部保健福祉センター 障害者支援課
しょうがいしゃぎゃくたいぼうし
(障害者虐待防止センター)

〒661-0012

あまがさきしみなみつかくちちょう ちょうめ ばん ごう つかぐち ばんかん かい
尼崎市南塚口町2丁目1番1号 塚口さんさんタウン 1番館5階

でんわ

電話 06-4950-0422 ファックス 06-6428-5118

なんぶほけんふくし しょうがいしゃしえんか
南部保健福祉センター 障害者支援課
しょうがいしゃぎゃくたいぼうし
(障害者虐待防止センター)

〒660-0876

あまがさきたけやちょう ちょうめ ばんち でやしき かい
尼崎市竹谷町2丁目183番地 出屋敷リベル 5階

でんわ

電話 06-6415-6248 ファックス 06-6430-6803

きゅうじつ やかん つうほうとう
休日・夜間の通報等については、あまがさき いたく
尼崎市が委託するコールセンターへつながります。
また、きゅうじつ やかん ふあつくす うけつけ
休日・夜間のFAXは受付のみとなります。よくかいちょうび たいおう
翌開庁日からの対応となりますので、
あらかじ りょうしょう ねが いた
予めご了承くださいますようお願い致します。